

令和 6 年 5 月 2 / 日

陳 述 書

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

警視庁 警察署

1 はじめに

私は、本件の国家賠償請求訴訟の第一審において、大川原化工機株式会社（以下「一審原告会社」といいます。）、大川原正明氏（以下「大川原氏」といいます。）、相嶋静夫氏（以下「亡相嶋氏」といいます。）及び島田順司氏（以下「島田氏」といいます。）に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件における警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といいます。）の各種捜査状況について、陳述書を提出した上、法廷で証言をしました。

具体的には、有識者からの聴取に関し、■■■■教授（以下「■■■■教授」といいます。）から、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」といいます。）には、昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿易第322号「輸出貿易管理令の運用について」（以下「運用通達」といいます。）における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈が準用されることとなる旨を聴取したこと、■■■■教授、■■■■准教授（以下「■■■■准教授」といいます。）及び■■■■教授（以下「■■■■教授」といいます。）三名の教授を併せて「三教授ら」といいます。）から、本件省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は全て毒性が強く、いずれも生物兵器に該当する旨、「殺菌」の対象は、これらの細菌のうち特定の細菌を全て殺して感染能力を失わせることである旨などを聴取したことについて証言等し、また、三教授らから聴取した事項についてのメモや聴取結果報告書の作成経緯について証言等しました。さらに、島田氏に対する取調べ状況や逮捕後の弁解録取手続についても、自らの認識に基づいて証言しました。

これらの点に関し、三教授らは、当時話していない内容がメモや聴取結果報告書、供述調書に記載されている旨陳述しているとお聞きましたが、私が三教授らから聴いていない内容をこれらの書類に記載した事実はありません。また、一審判決では、私が島田氏に本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解させた上で供述調書に署名指印させたとか、弁解録取手続では欺罔を用いて島田氏から弁解を録取したなどといった認定がされたとお聞きしましたが、そのような事実もありません。

よって、以下、当時の三教授らからの具体的な聴取状況等について述べた上で、島田氏の取調べ及び弁解録取手続についても改めて陳述します。

## 2 三教授らからの聴取について

### (1) ■教授からの聴取

#### ア 平成29年5月31日の聴取

私は、平成29年5月31日、外事一課の■警部補（以下「■警部補」といいます。）と■巡査長（以下「■巡査長」といいます。）とともに、■教授から一回目の聴取を行いました。

この聴取では、■教授から、炭疽菌の入手方法や製造方法、ソビエト社会主義共和国連邦における生物兵器工場での事故等に関して説明を受けたと記憶しています。なお、この時、私は外事一課に転勤して間もなかったため、主に■警部補が■教授に質問をし、私と■巡査長はほとんど質問することはありませんでした。

#### イ 平成29年12月22日の聴取

私は、平成29年12月22日、外事一課の■巡査部長（以下「■巡査部長」といいます。）と■巡査長（以下「■巡査長」といいます。）とともに、■教授から二回目の聴取を行いました。なお、その当時、外事一課では、一審原告会社製の噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌をすることができる」機器に該当するかどうか、という点が主な捜査事項となっており、ペスト菌のような芽胞を形成しない菌の特性等や輸出規制要件である「殺菌」に関する聴取を進めていました。

聴取は、基本的に私が■教授に質問をして同教授に答えてもらうという形で行いましたところ（他の2名の教授らについても同様です。）、私は、1回目に聴取した内容について改めて確認するとともに、ペスト菌の特性や「殺菌」の意味するところについて主に質問し、これに対し、■教授からは、ペスト菌に関してかなり詳しい説明がありました。また、聴取に先立ち、私自身がインターネット等の資料

を調べる中で、ペスト菌に関することが記載された「生物・化学兵器への公衆衛生対策」というWHOの資料（以下「WHO資料」といいます。）を見つけ、その中にペスト菌について記載されている部分がありましたので、■■■■教授には、こうした資料やAGの原文、噴霧乾燥器の図面、本件省令や運用通達等を示し、適宜説明を加えながら聴取を行いました（他の2名の教授らについても同様です。）。

聴取を終えた後、私は、■■■■教授から聴取した内容を取りまとめた聴取結果報告書を2通（「丙A第143号証」と表記のある平成29年12月25日付けの聴取結果報告書と「丙A第130号証」と表記のある平成29年12月26日付けの聴取結果報告書）作成しました。2通に分けた理由は、本件要件ハに関することとペスト菌に関することを分けて記載するため、丙A143号証と丙A130号証の「聴取年月日」を見ていただければ分かるのとおり、いずれも「平成29年12月22日」に聴取した内容を記載しています。

なお、この2通の聴取結果報告書を作成する際には、■■■■巡查部長が作成した平成29年12月25日付けメモも確認しています。また、■■■■教授は、細菌の名称を省略しながら話をしておりましたので、当日■■■■教授から受領した講義資料（ペスト、炭疽菌、ボツリヌス、天然痘、出血熱ウイルス）やインターネットで用語等を確認をしながら、聴取結果報告書を作成しました。

このほか、私はWHO資料に「無治療であれば肺ペストはほぼ致命的である」と記載されていることについて、本件省令2条の2第2項5号の2ロは、噴霧乾燥器で製造した粉体を10マイクロメートル以下にすることにより、肺の一番奥にある肺胞に菌が届き危険であることから、これを防止するために規定されているものと理解していましたので、■■■■教授にWHO資料の上記記載部分を示した上、「ほぼ致命的」というのは「ほぼ100パーセント死亡する」ということですかなどと質問したところ、■■■■教授が「そうですね」などと述べましたので、その旨丙A143号証に記載しています。

## (2) ■■■■准教授からの聴取について

私は、平成29年11月2日及び同月22日、■■■■巡查部長とともに、■■■■准教授から腸管出血性大腸菌やペスト菌の危険性のほか、本件要件ハに関して聴取しました。

私は、■■■■准教授に対して、本件省令や運用通達、噴霧乾燥器の図面等の資料を示しながら適宜説明を加え、本件省令の輸出規制要件に大腸菌やペスト菌を当てはめて考えた場合に規制要件該当といえるかなどについて質問をしました。

准教授は、私の質問に対して、ご自身の言葉で説明して下さったこともあれば、「そうですね」などと私の説明内容に同意して下さったこともありました。私の説明に対して「それは違います」などと否定することはありませんでした。ですので、私は、それらのやり取りを口語体にした聴取結果報告書（「丙A第146号証」と表記のある平成29年11月24日付け聴取結果報告書）を作成しました。

(3) 教授からの聴取について

ア 聴取状況及び関係書類の作成状況

私は、平成29年5月18日から令和2年12月4日までの間、複数回にわたって教授から聴取を行いました。

教授は、AGの検討・決定事項の病原体学上の妥当性等について経済産業省から質問を受けることがあり、病原体に関する研究や講義を行っている旨を述べる一方、噴霧乾燥器の専門家ではないという話もしておりました。

そのため、私は、2回目以降の聴取の際であったと思いますが、噴霧乾燥器の図面を教授に示してその構造や性能等について説明を行った上で聴取を行っています。また、この際も、AGの原文や本件省令、運用通達等の資料も示して適宜説明を加えながら聴取を行いました。教授も、私たちの質問に一つ一つ丁寧に回答してくれた印象です。

私は、教授から聴取した内容を簡記したメモや聴取結果報告書のほとんどを作成していますが、これらの中には、私が本件省令や運用通達等の資料を示して「〇〇ということですか？」と質問したことに対して回答して下さった内容も記載しています。また、これらには教授が述べた言葉を一言一句そのまま記載している部分もあれば、当時の会話のやり取りを踏まえて概要として記載している部分もありますが、いずれにしても、教授が述べてもいない内容を記載したということはありません。

なお、教授に限らず、三教授らからの聴取に係るメモや聴取結果報告書には、共通して、私の質問に対する具体的な説明事項（三教授らから進んで説明して下さったものを含みます。）のほか、私の説明・質問に三教授らが同意したもの、例えば、「〇〇ということですか？」などの質問に、「はい」とか、「そうですね」とか、「そのとおりです」などと応答していただいたものも聴取事項として記載しています。後者のような場合でも、聴取した事項に変わりはありませんので、その内容を記載することが不適切であったとは考えていません。

## イ 供述調書の作成状況

私は、[ ]教授の聴取内容について供述調書を作成するよう上司から指示を受けて、面会予約をするため事前連絡した際、[ ]教授に対し、これまでに聴取した内容をまとめた供述調書を作成したいので協力していただけないかと依頼したところ、[ ]教授はこれを快諾してくれたので、供述調書に記載することになる[ ]教授の経歴等を事前に聴取しました。そして、これまでに[ ]教授から聴取した内容や[ ]教授から受領した資料に基づき、供述調書のドラフトを作成しました。

その上で、私は、平成30年3月28日、[ ]巡查長とともに、[ ]教授のもとに赴き、供述調書の作成手続を行いました。

そこで私は、供述調書のドラフトをパソコンの画面上に表示して、その内容を一つ一つ口頭で確認しながら供述調書を完成させ、パソコンの画面に表示した状態の供述調書を読み上げた上、これを印字して[ ]教授に手渡して閲覧してもらい、内容に誤りがないか尋ねると、[ ]教授は誤りがない旨を述べましたので、供述調書の末尾に署名押印をお願いしましたところ、同教授は末尾に署名押印をしました。

このように、[ ]教授は供述調書の内容を十分に認識していたといえますところ、その内容について、誤りを指摘されるようなことは一切ありませんでした。

## 3 島田氏の取調べについて

一審判決では、私が、島田氏に、本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解させた上、一審原告会社製の噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」をできる性能を有することを認める趣旨の供述調書に署名指印させたなどと認定されたとのことですが、そのような事実は断じてありません。

島田氏には、運用通達を示した上、「殺菌」は、乾熱も含めてあらゆる手法により、装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊できるものをいうといったことや、一種類の細菌を全て殺さなければならないといったことを説明しています。また、一審判決では、私が作成した島田氏の取調べに係るメモや供述調書に、私が島田氏に本件要件ハの「殺菌」の解釈を説明したことを示す記載がないことが指摘されているとのことですが、本件は生物兵器の製造の転用可能性があるかが問題となっていた事案であり、菌が生き残っていれば本件要件ハの「殺菌」とはいえないというのは当然の前提でありましたので、作成当時、このことを記載しなければならないという考えは持っていませんでした。

#### 4 島田氏の弁解録取手続について

一審判決では、私が、島田氏から弁解録取書を作成するに当たり、島田氏の指摘に沿った修正をしたように装い、実際は修正せずに島田氏を欺罔して、島田氏が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成して、島田氏に署名指印させたなどと認定されたとのことですが、そのような事実は断じてありません。

一審の法廷でも証言しましたが、私は、弁解録取書のドラフトを白紙に印字して島田氏に見せたところ、島田氏から「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する。』との方針に基づき」との部分削除するように求められましたが、島田氏に大川原氏や亡相嶋氏の下承なく、島田氏一人で決めることはあるのかと問いただしたのに対し、島田氏は、「確かにそれはそうです。」と納得した様子であったことから、ドラフトの内容を弁解録取書に印字して、閲覧させたものであり、これに対し、島田氏は誤りがない旨を申し立てて末尾に署名指印したものです。

その後、島田氏から再度の削除の申立てを受け、弁解録取書の訂正を行いました。その詳細は、本件の国家賠償請求訴訟の第一審で提出した令和5年4月18日付けの陳述書に記載のとおりです。

#### 5 おわりに

以上のとおり、三教授らに係るメモ、聴取結果報告書及び供述調書は、いずれも当時聴取した内容を記載したものであり、その内容に虚偽はありませんし、島田氏に係る取調べ及び弁解録取手続において偽計や欺罔を用いたなどという事実もありません。